

一般社団法人横浜市医師会 定 款

目次

- 第1章 名称及び事務所（第1条 第2条）
 - 第2章 目的及び事業（第3条 第4条）
 - 第3章 会員及び名誉会員（第5条 第15条）
 - 第4章 代議員及び予備代議員（第16条 第20条）
 - 第5章 代議員会（第21条 第31条）
 - 第6章 役員等（第32条 第42条）
 - 第7章 理事会及び常任理事会（第43条 第47条）
 - 第8章 裁定委員会（第48条 第55条）
 - 第9章 委員会及び代議員会特別委員会（第56条 第58条）
 - 第10章 団体契約及び意見表明（第59条 第60条）
 - 第11章 資産及び会計（第61条 第66条）
 - 第12章 定款の変更及び解散（第67条 第68条）
 - 第13章 事務局（第69条）
 - 第14章 雑 則（第70条 第73条）
- 附則

第1章 名称及び事務所

（名 称）

第1条 本会は、一般社団法人横浜市医師会と称する。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 本会は、日本医師会、神奈川県医師会及び区医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）医道の高揚に関する事項
- （2）医学の振興に関する事項
- （3）医師の生涯研修に関する事項

- (4) 医学、医療の調査研究活動に関する事項
- (5) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
- (6) 地域医療の推進発展に関する事項
- (7) 地域保健の向上に関する事項
- (8) 保険医療の充実にに関する事項
- (9) 病院、診療所等の運営と連携に関する事項
- (10) 医療従事者の育成に関する事項
- (11) 医療施設の整備に関する事項
- (12) 医業経営の安定、会員の福祉向上による市民の健康及び福祉の増進に関する事項
- (13) 医師会相互の連絡調整に関する事項
- (14) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員及び名誉会員

(組 織)

第5条 本会は、次条第1項の規定により、本会の会員となった医師をもって構成する。

(会員の資格及びその喪失)

第6条 本会会員は、本会の目的及び事業に賛同し、本会が認める日本医師会、神奈川県医師会及び区医師会（横浜市の行政区を単位としたもの及び横浜市立大学医学部又は同大学附属の病院に勤務する医師が組織する大学区医師会をいう。以下同じ。）の会員たるものとする。

2 本会会員が、日本医師会、神奈川県医師会又は所属の区医師会の会員の資格を失ったときは、同時に本会会員の資格を失うものとする。

3 前項の他、会員は次に掲げる事由によって会員の資格を失う。

(1) 第14条第1項（会員の制裁）の規定による除名

(2) 退会又は死亡

4 会員が、正当な理由なく1年分に相当する会費を納めないとき及び負担金を1年以上納めないときは、退会したものとみなす。

5 前項の規定により退会したものとみなされたときから6箇月以内に、別に定めるところにより前項の会費及び負担金を完納したときは、前項の会員は、復会したものとみなす。

(入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、所定の様式により、所属の区医師会を経て、本会に届出をしなければならない。

2 会員で退会しようとする者は、所属の区医師会を経て、本会に所定の届出をすること

により、任意にいつでも退会することができる。

- 3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。
- 4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第14条第1項(会員の制裁)の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条項に基づく処分を行うことができる。日本医師会、神奈川県医師会又は所属の区医師会において同条項に準ずる手続の審議にかかっている会員についても同様とする。

(会費及び負担金)

第8条 会員は、会費及び負担金を本会に納めなければならない。

- 2 会費及び負担金の額並びに徴収方法は、代議員会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、別に定めるところにより減額することができる。
- 3 会員の資格を失った者が既に納入した会費及び負担金は、返還しない。

(会員の本務)

第9条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

- 2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる会員と同様に本会に対し行使することができる。

- (1) 同法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 同法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
- (3) 同法第57条第4項の権利(代議員会の議事録の閲覧等)
- (4) 同法第50条第6項の権利(代議員の代理権証明書等の閲覧等)
- (5) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- (6) 同法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 同法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(報告、発表及び意見具申)

第11条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の事業について意見を具申することができる。

(申告)

第12条 会員が業務上の権利を侵害され又は名誉を毀損されたと認めるとき、これを所属の区医師会を経て本会に申告することができる。

2 前項の申告があったときは、会長はこれを裁定委員会の審議に付さなければならない。

(表彰)

第13条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、別に定めるところにより、理事会の決議を経て、表彰することができる。

(会員の制裁)

第14条 会長は、会員について次の各号のいずれかに該当する、又はその他正当な事由があると認めるときは、裁定委員会の審議を経て、戒告又は除名の処分をすることができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したとき

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したとき

2 前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、日本医師会、神奈川県医師会及び所属の区医師会に通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、代議員の除名については、第20条第2項をもって行う。

(名誉会員)

第15条 本会に、名誉会員を置くことができる。

2 名誉会員は、内外人を問わず、医学の研究又は医療の発展に貢献し、かつ、本会に著しい功労のあった者につき、代議員会の決議を経て、会長がその敬称を授与する。

3 名誉会員は、本会における栄誉の敬称とする。

4 名誉会員は、会員としての権利義務を有しない。

第4章 代議員及び予備代議員

(代議員の員数)

第16条 本会に、代議員を置く。その員数は、区医師会会員数20名につき1名の割合をもって選出する。20名に満たない端数については、それが10名を超えるときに1名として選出する。

2 前項の代議員をもって法人法上の社員とする。

3 代議員は、本会の役員又は裁定委員を兼ねることはできない。

(代議員の選出)

第17条 代議員を選出するため、別に定めるところにより、本会から委託を受けた区医師

会において選挙を行う。

- 2 前項の選挙において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。
- 3 代議員に欠員を生じたときは、別に定めるところにより、当該区医師会は、後任の代議員の選出を行うものとする。
- 4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員の任期)

第 18 条 代議員の任期は、選出後最初に到来する 4 月 1 日より 2 年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（同法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は前記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。
- 3 代議員は、任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまで引き続きその職務を行わなければならない。

(予備代議員)

第 19 条 代議員に事故があるときに備えて、予備代議員を置く。

- 2 代議員に事故があるときは、当該代議員は、代議員会ごとに代理権を授与された予備代議員に議決権を代理行使させることができる。
- 3 第 16 条第 1 項及び第 3 項（代議員の員数）、第 17 条（代議員の選出）、第 18 条第 1 項及び第 3 項（代議員の任期）及び第 20 条（代議員の資格の喪失）の規定は、予備代議員についても準用する。

(代議員の資格の喪失)

第 20 条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

- 2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による決議により、代議員を除名することができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の 1 週間前までに、理由を付して除名に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前各項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。
 - (1) 第 6 条第 2 項、同条第 3 項第 2 号又は同条第 4 項の規定による会員資格の喪失
 - (2) すべての代議員の同意

第 5 章 代議員会

(代議員会)

第 21 条 代議員会は、代議員をもって組織し、法人法で定める場合のほか、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 代議員会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 代議員会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(定時代議員会及び臨時代議員会)

第 22 条 代議員会は、定時代議員会と臨時代議員会とする。

- 2 定時代議員会は、毎年度 6 月に 1 回招集しなければならない。
- 3 臨時代議員会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。
- 4 総代議員の議決権の 5 分の 1 以上から、代議員会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から 6 週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集)

第 23 条 代議員会を招集するには、代議員会の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の 1 週間前までに代議員に発しなければならない。

(代議員会の定足数及び決議)

第 24 条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ議事を開き決議することができない。

- 2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数でこれを決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 代議員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(代議員会の任務)

第 25 条 代議員会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 会費及び負担金の賦課徴収に関する事項
- (3) 代議員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 定款の変更に関する事項

- (8) 本会の解散に関する事項
 - (9) 理事会が付議した事項
 - (10) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 代議員会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
- (1) 第 63 条第 2 項に定める事業計画書及び収支予算書等
 - (2) 第 64 条第 2 項に定める事業報告
 - (3) その他必要な会務報告

(代議員会の議長及び副議長の選定)

第 26 条 代議員会に、議長及び副議長各 1 名を置く。

- 2 議長及び副議長は、別に定めるところにより、代議員会において、代議員の中から選定する。
- 3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

(代議員会の議長及び副議長の職務)

第 27 条 代議員会の議長は、代議員会の秩序を維持し、議事を整理し、代議員会を主宰する。

- 2 代議員会の副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選定)

第 28 条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選定しなければならない。

(神奈川県医師会代議員の選出)

第 29 条 神奈川県医師会の代議員及び予備代議員を選出するため、神奈川県医師会の規定により、代議員会で選挙を行う。理事又は理事会は、神奈川県医師会代議員及び予備代議員を選出することはできない。

(代議員会への役員の出席発言)

第 30 条 理事及び監事は、代議員会に出席して、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が代議員会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより代議員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（以下「法人法施行規則」という。）第 10 条で定める場合には、この限りでない。

(代議員会の議事規程)

第 31 条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て別に定める。

第6章 役員等

(役員)

第32条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上 32名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、9名を常任理事とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 役員は、相互に他の役員を兼ねることも、代議員及び予備代議員を兼ねることもできない。

(理事の職務)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

4 常任理事は、会長の命を受け、分担して業務を執行する。

5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務(本会を代表するものを除く。)を代行する。

(監事の職務)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員を選任)

第35条 理事及び監事は、別に定めるところにより、本会会員の中から代議員会の決議によって選任する。

2 監事のうち1名は会員以外から代議員会の決議により選任することができる。

3 代議員会は、会長、副会長及び常任理事を選定及び解職する。

(役員任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事に欠員を生じたときは、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 補 欠 の 選 任)

第 37 条 理事又は監事に欠員を生じたときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行う。
2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員 の 親 族 等 割 合 の 制 限)

第 38 条 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。
2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員 の 解 任)

第 39 条 理事及び監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(役員 の 報 酬)

第 40 条 理事及び監事に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員 の 責 任 免 除)

第 41 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての会員の同意がなければ、免除することができない。
2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が法令で定める要件に該当する場合には、本会は、同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧 問)

第 42 条 本会に、3 名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、会長の任期による。

4 顧問は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

第7章 理事会及び常任理事会

(理事会)

第43条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集してその議長となる。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第44条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)

(6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への出席発言)

第45条 代議員会の議長及び副議長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

(常任理事会)

第 47 条 本会に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常任理事が常任理事会を招集する。
- 4 常任理事会は、法令又はこの定款で理事会の専決事項とされているものを除き、理事会又は会長より付議された事項及び業務を執行するにあたって必要な事項の決定を行う。
- 5 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。常任理事会の決議は、議決に加わることができる会長、副会長及び常任理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 8 章 裁定委員会

(裁定委員会)

第 48 条 本会に裁定委員会を置く。

- 2 裁定委員会は、19 名の裁定委員をもって組織する。

(身分に関する裁定)

第 49 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

- (1) 第 7 条第 4 項 (除名者の再入会) に規定する会員の再入会に関する事項
- (2) 第 14 条第 1 項 (会員の制裁) に規定する会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

- 2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えるようにしなければならない。

(紛議に関する調停)

第 50 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその調停を行う。

- (1) 会員相互間その他の紛議に関する事項
- (2) 区医師会相互間の紛議に関する事項

- 2 前項第 1 号の場合においては、会員の所属する区医師会の意見を聞かなければならない。

- 3 第 1 項第 2 号の場合においては、当該医師会から調停を依頼された場合に限るものとする。

(裁定委員の選任)

第 51 条 裁定委員は、会員の中から代議員会において選任する。

(裁定委員の任期)

第 52 条 裁定委員の任期は、第 36 条第 1 項 (理事の任期) の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行う。

(裁定委員の補欠の選任)

第 53 条 裁定委員に欠員を生じたときは、後任の裁定委員の補欠の選任を行う。

2 後任として選任された裁定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(裁定委員の兼職禁止)

第 54 条 裁定委員は、本会の役員若しくは代議員 (予備代議員を含む。) 又は日本医師会若しくは神奈川県医師会の役員若しくは裁定に関する委員を兼ねることができない。

(裁定委員会に関する規程)

第 55 条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

第 9 章 委員会及び代議員会特別委員会

(委員会の設置)

第 56 条 会長は、必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

(代議員会特別委員会の設置)

第 57 条 代議員会は、必要がある場合は、その決議により、代議員会特別委員会を設置することができる。

(委員会及び代議員会特別委員会の規程)

第 58 条 委員会及び代議員会特別委員会の規程は別に定める。

第 10 章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第 59 条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上重要な事項について、団体契約を締結することができる。

(意見表明)

第 60 条 本会は、第 3 条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べるることができる。

第 11 章 資産及び会計

(本会の経費)

第 61 条 本会の経費は、会費、負担金、賛助金、寄附金及びその他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第 62 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 63 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、代議員会に報告するものとする。

3 第 1 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 64 条 会長は毎事業年度経過後 3 箇月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時代議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 貸借対照表は、定時代議員会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(資産の保管等)

第 65 条 資産の保管及び会計処理に関し必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

(剰余金の分配の禁止)

第 66 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 12 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 67 条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 68 条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 13 章 事務局

(事務局)

第 69 条 本会に、事務局を置く。

2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。

3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第 14 章 雑 則

(定款の施行)

第 70 条 定款の施行に関し必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

(残余財産の帰属)

第 71 条 本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(公告)

第 72 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(委任)

第 73 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(代議員及び予備代議員に関する経過措置)

2 この定款施行の際、現に代議員及び予備代議員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、区医師会において、それぞれ選出されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(代議員会の議長及び副議長に関する経過措置)

3 この定款施行の際、現に代議員会の議長及び副議長の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、それぞれ選定されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(会長等に関する措置)

4 この法人の最初の会長は、古谷正博とする。

(裁定委員に関する経過措置)

5 この定款施行の際、現に裁定委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、代議員会において、裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(委員会委員に関する経過措置)

6 この定款施行の際、現に委員会委員の職に在る者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として委嘱されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

(職員に関する経過措置)

7 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、本会職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

8 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 62 条(事業年度)の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。